

議第143号 令和5年度京都市公共下水道事業  
特別会計補正予算

補正予算に関する説明書



令和5年度京都市公共下水道事業特別会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

収 入

款	項	目	補正予定額	備 考
1 公共下水道事業収益	1 事業収益		千円 17,000	
			17,000	
		2 他会計負担金	17,000	一般会計雨水処理負担金等

支 出

款	項	目	補正予定額	備 考
1 公共下水道事業費用	1 事業費用		千円 68,000	
			68,000	職員の給料等
		1 下水道維持費	10,583	
		2 下水処理費	25,904	
		3 業務費	1,991	
		4 水洗便所普及対策費	782	
	5 総係費	28,740		

2 公共下水道

資 本 的 支 出

支 出

款	項	目	補正予定額	備 考
1 公共下水道事業資本的支出	1 建設改良費		千円 21,000	職員の給料等
		1 建設改良費	21,000	
		1 建設改良費	21,000	

## 補正予算給与費明細書

## 1 総括

区 分	職 員 数		給 与 費			法 定 福 利 費	合 計
	特別職	一般職	給 料	手 当	計		
補正後	— 人	533 人	2,092,479 千円	1,845,566 千円	3,938,045 千円	795,870 千円	4,733,915 千円
補正前	—	533	2,072,479	1,783,951	3,856,430	788,485	4,644,915
比較	—	0	20,000	61,615	81,615	7,385	89,000

注1 会計年度任用職員を含む。

2 給与費の手当及び法定福利費については、賞与引当金繰入額を含む。

手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	地 域 手 当	超 過 勤 務 手 当	特 殊 勤 務 手 当	期 末 手 当	通 勤 手 当	住 居 手 当
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
補正後		54,890	212,548	227,195	32,793	906,423	80,845	34,915
補正前		54,890	210,594	224,827	32,793	871,130	80,845	34,915
比較		0	1,954	2,368	0	35,293	0	0

手 当 の 内 訳	区 分	退 職 給 付 費	管 理 職 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	休 日 勤 務 手 当	夜 間 勤 務 手 当
		千円	千円	千円	千円	千円
補正後		228,628	30,485	380	7,079	29,385
補正前		206,628	30,485	380	7,079	29,385
比較		22,000	0	0	0	0

注1 期末手当については、賞与引当金繰入額を含む。

2 退職給付費は、退職給付引当金繰入額及び雨水処理に要する経費として、一般会計が負担する退職手当の合計額である。

#### 4 公共下水道

一般職職員1人当たり給与費の状況

区 分	1 人 当 たり 給 与 費
補 正 後	7,188 千円
補 正 前	7,085

注 会計年度任用職員及び臨時的任用職員を除く。

#### 2 給料及び手当の増減額の明細

区分	増△減額	増 減 事 由 別 内 訳		備 考
給料	19,965 千円	1 給与改定に伴う増△減分	19,965 千円	給与改定の状況 月例給の引上げ 平均 0.95% (令和5年4月から適用) 期末手当の引上げ 0.10月 (令和5年12月から適用)
		2 その他の増△減分	-	
手当	61,593	1 給与改定に伴う増△減分	61,593	
		2 その他の増△減分	-	

注 特別職を除く。

#### 3 給料及び手当の状況

(1) 平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢(令和5年10月1日現在)

区 分		事務・技術 〔上下水道局 企業職給料表〕	そ の 他 〔上下水道局 企業職給料表〕
		円	円
給与改定後	平均給料月額	345,330	342,846
	平均給与月額	434,535	522,145
	平均年齢	44 歳	49 歳
給与改定前	平均給料月額	341,838	339,380
	平均給与月額	430,417	517,224
	平均年齢	44 歳	49 歳

(2) 期末手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支 給 率 計	職制上の段階、 職務の級等による 加算措置	備 考
	6 月	12 月			
給 与 改 定 後	2.20 <sup>月分</sup>	2.30 <sup>月分</sup>	4.50 <sup>月分</sup>	有	
給 与 改 定 前	2.20	2.20	4.40	有	
一般会計の制度	2.20	2.30	4.50	有	勤勉手当を含む。

注1 特別職、再任用職員及び会計年度任用職員を除く。

2 一般会計の制度は、令和5年度給与改定後の支給率等である。

